

聖 靈 女 子 短 期 大 学 学 則

令和4年4月1日 改訂

聖霊女子短期大学学則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本学は、カトリック精神に基づき、女子に実践的な専門の学芸を教授、研究指導をし、教養ある有能な人材を育成することを目的とする。
2. 本学の設置する学科と各専攻における人材の育成に関する目的、および教育研究の目的については、次のとおりとする。
- 生活文化科は、本学の建学の精神である神の人間に対する愛と命の尊厳を基本理念とし、次の三専攻におけるそれぞれの分野の専門的な教育研究を通して、心を豊かにする科学を身につけた人間の育成を目的とする。
- (1) 生活文化専攻
- 生活の全般に係わる分野について、人間らしく生きるための文化と捉えて学習し、命と人格を育むための教育・研究を行い、自己に与えられた能力を高め、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。
- (2) 生活こども専攻
- 人間の命の大切さを深く心にとめ、子どもたちの豊かな成長を図る力を身につけた保育士・幼稚園教諭の育成に係わる教育研究を行うとともに、慈しみの心をもって、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。
- (3) 健康栄養専攻
- 栄養学の幅広い学習により、心身の健全な発達、健康の維持に係わる事項について理解し、実践力を身につける教育・研究を行い、相互愛をもって健康維持に資する栄養士として、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。
3. 前項の目的を達成し、本学への社会的要請に応え、教育活動の充実とその水準を高めるために、自己点検および評価を行い公表するものとする。

第 2 章 学科、学生定員等および修業年限

- 第 2 条 本学において設置する学科および、学生定員等は次のとおりとする。

生活文化科

生活文化専攻	入学定員	50 名	収容定員	100 名
生活こども専攻	入学定員	50 名	収容定員	100 名
健康栄養専攻	入学定員	60 名	収容定員	120 名

2. 生活文化科健康栄養専攻においては、栄養士法等の定めにより、学年毎の学級数を 2 とする。ただし、学年毎の実員状況に応じ、これによらない場合がある。

- 第 3 条 本学の修業年限は 2 年とする。

2. 学生は 4 年をこえて在学することはできない。

第 3 章 教育課程

- 第 4 条 本学に開設する各専攻に関する授業科目およびその単位数は別表 1 のとおりとする。

- 第 5 条 前条に定めるもののほか、秘書士・情報処理士・ビジネス実務士資格を取得する者のため、秘書士・情報処理士・ビジネス実務士に関する専門科目をおく。秘書士・情報処理士・ビジネス実務士に関する科目および単位数は別表 1 に含むものとする。

2. 前条に定めるもののほか、教職免許状（栄養教諭二種）を取得する者のため、教職に

関する専門科目をおく。教職に関する科目および単位数は別表3のとおりとする。

第4章 履修の方法、学習の評価、課程の修了の認定および卒業

第6条 本学において開設する授業科目は、これを必修および選択科目とし、履修の方法については本学則に定めるものの他、別に定める。

第7条 学生は、毎期の当初に、当該期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2. 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を取得することはできない。

3. 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を28単位とする。ただし、学則別表3の科目は上限単位数の計算から除外する。

第8条 各授業科目の履修を修了した者には認定のうえ単位を与える。

2. 単位取得の認定方法は、試験、論文その他の方法によるものとし、その方法については各授業科目の担当者がこれを定める。

第9条 試験等の時期は、原則として学期末または学年末とする。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めたときは臨時に行うことができる。

第10条 当該授業科目の履修について登録していない者は、試験を受けることはできない。

2. 試験等の受験資格については別に定める。

第11条 病気等やむを得ない事情により、試験等を受験できなかった者は、再試験または追試験を受けることができる。

2. 再試験または追試験に関する規定は別に定める。

第12条 試験等の評価は、A⁺、A、B、C、Dをもって表わし、C以上を合格とする。

第13条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業における教育効果、授業外学習等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1)講義については、1時間の講義に対し、教室外における2時間の準備または学習を必要とすることを考慮し、毎週1時間15週の講義をもって1単位とする。

(2)演習については、2時間の演習に対し、1時間の準備を必要とすることを考慮し、毎週2時間15週の演習をもって1単位とする。ただし、次に定める授業科目については、毎週1時間15週の演習をもって1単位とする。

①情報教育関連の演習科目

「社会情報学」「プログラミングⅠ・Ⅱ」「表計算活用学A・B」「ワードプロセッサ活用学A・B」「情報処理演習」「Webページ作成Ⅰ・Ⅱ」「PythonⅠ・Ⅱ」「プログラミング演習」

②外国語関連科目

「英語A・B」「ドイツ語Ⅰ～Ⅳ」「韓国語Ⅰ～Ⅳ」「中国語Ⅰ・Ⅱ」

③生活文化科生活文化専攻専門科目：

「卒業研究」

④生活文化科生活こども専攻専門教育科目：

「教職実践演習(幼稚園・保育所)」

⑤生活文化科健康栄養専攻教職に関する科目：

「教職実践演習(栄養教諭)」

(3)実験、実習または実技については、学習は全て実験室または実習室等において行

なわれるものであることを考慮し、毎週3時間 15 週の実験、実習または実技をもって1単位とする。ただし、次に定める授業科目については、40時間をもって1単位とする。

生活文化科生活こども専攻専門教育科目

「保育実習ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB」「幼稚園教育実習」

生活文化科健康栄養専攻教職に関する科目 「栄養教育実習」

第14条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、次の表により、生活文化科（生活文化専攻、生活こども専攻、健康栄養専攻）、各専攻共に68単位以上を修得しなければならない。

生活文化科 生活文化専攻			生活文化科 生活こども専攻			生活文化科 健康栄養専攻		
教養教育科目	13 単位	11 単位 以上	教養教育科目	13 単位	11 単位 以上	教養教育科目	13 単位	11 単位 以上
専門教育科目	44 単位		専門教育科目	40 単位		専門教育科目	40 単位	
			外国語科目	2 単位		外国語科目	4 単位	
			保健体育科目	2 単位				
卒業所要単位	68 単位以上		卒業所要単位	68 単位以上		卒業卒業単位	68 単位以上	

第15条 秘書士、情報処理士、ビジネス実務士の資格を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、全国大学実務教育協会が定める科目および単位を修得しなければならない。

2. 本学生活文化科生活こども専攻において保育士の資格を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、児童福祉法施行規則に定める科目および単位を修得しなければならない。

3. 本学生活文化科生活こども専攻において幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、教育職員免許法および同法施行規則に定める科目および単位を修得しなければならない。

4. 本学生活文化科健康栄養専攻において栄養士の資格を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、栄養士法、同法施行令および同法施行規則に定める科目および単位を修得しなければならない。

5. 本学生活文化科健康栄養専攻において栄養教諭二種免許状を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、教育職員免許法および同法施行規則に定める科目および単位を修得しなければならない。

第16条 本学は、次の場合について教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、本学において修得した単位とみなすことができる。

(1)学生が入学前に短期大学または大学において修得した単位

(2)学生が入学前に公開講座において行なった学修のうち、本学が認めたもの

(3)学生が入学後に、他大学等との単位互換協定に基づき、本学以外の高等教育機関で修得した単位

2. 前項(1)(2)により入学前の既修得単位として認めることのできる単位数は、本学以外において修得した単位については、30単位を超えないものとする。また、前項(3)

により、入学後に本学以外において修得した単位については、学則別表 1 の自由選択科目と合わせて 12 単位を超えないものとする。

第 17 条 本学に 2 年以上在学し、第 14 条に定める単位を修得し、教授会において 2 年の課程を修了したと認定した者については、学長が卒業を認定する。

2. 前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第 5 章 入学、退学、転学および休学

第 18 条 入学の時期は毎学年の始めとする。

第 19 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一つに該当し、かつ本学において実施する入学者選抜試験に合格した女子とする。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(高等専門学校第 3 年次修了者並びに特別支援学校の高等部の卒業生)
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者(文部省告示(昭和 56 年文部省告示第 153 号)により指定された者)
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上あることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る)で文部科学大臣が別に指定する者を文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(従前の規程による高等学校高等科又は大学予科の第 1 学年を修了した者など、文部省告示(昭和 23 年文部省告示第 47 号)により、大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として指定された者)
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む)
- (8) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

第 20 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料 30,000 円を添えて提出しなければならない。いったん納入した検定料は理由を問わず返還しない。

2. 提出の方法、検定料と同時に提出すべき書類等については別に定め、選抜試験の事前に要項を発表する。

第 21 条 本学に入学を許可された者は、指定の期日に入学料、その他の学納金および本学の指定する書類を提出しなければならない。

2. 前項の手続を怠った者には入学を取消すことがある。

第 22 条～第 23 条 (削除)

第 24 条 退学しようとする者はその事由を記し、保護者から学長に願い出、その許可を受けなければならない。

第 25 条 願いにより本学を退学した者が退学後 2 年以内に再入学を希望するときは、選考のうえ許可することがある。

2. この場合、退学前に取得した単位の全部または一部をすでに修得したものとして認めることがある。この認定は教授会の議を経て学長が行う。

3. 再入学の場合の検定料は新入学の場合と同額とし、その必要な手続きは別に定める。

第26条 願いにより本学を卒業又は卒業見込みの者が、卒業翌年度に継続して本学の他の専攻入学を希望するときは、選考のうえ「キャリアアップ連携入学者」として許可することがある。

2. この場合、本学卒業認定時の修得単位の一部をすでに修得したものとして認めることがある。この認定は教授会の議を経て学長が行う。

3. 「キャリアアップ連携入学」の場合の検定料と入学料は免除し、その他必要な手続きは別に定める。

第27条 疾病その他やむを得ない事情により3カ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。疾病による場合は医師の診断書を添付しなければならない。

2. 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

第28条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由があると認められた者にあつては、引き続きさらに1年まで延長することができる。

2. 休学の年数は在学年数に通算しない。

第29条 休学期間満了のとき、または休学期間中であっても、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

第30条 他の大学に、もしくは他の大学から転入学を希望する者に対しては、教授会の審議によりこれを許可することがある。

2. 転入学の場合の入学検定料は新入学の場合と同額とし、その他の必要な手続きは別に定める。

第31条 次の各号の一つに該当する者は、教授会の議を経て学長が退学させる。

(1)第3条に規定する在学年限を超えた者

(2)死亡または行方不明の者

(3)授業料の納入を怠り、または督促を受けても納入しない者

第6章 授業料、入学料、その他の費用

第32条 本学に入学を許可された者は、入学料200,000円を納入しなければならない。

2. 入学料の納入時期、納入方法等必要な事項は別に定める。

第33条 本学に在学する学生は、授業料684,000円および実験実習費、その他教育に必要な費用を納入しなければならない。

2. 特別の事情があると認められた者には、前項の納入金について分納または延納を認めることがある。

3. 授業料は、特別の事情によって、その一部または全部を免除することがある。

4. 前1項に規定する納入金の種類、金額、納入に必要な手続き等については別に定める。

第34条 退学もしくは転学した者、退学を命ぜられた者、または停学中の者は、授業料を全額納入しなければならない。

第35条 休学した者については授業料の一部を免除する。免除の額の算定については別に定める。

第36条 削 除

第37条 既納の授業料等納入金は理由の如何を問わず還付しない。ただし、入学以前に納入したものについては、期限内に辞退を申し出て返還を申請した者に対しては、入学料以外の納入金は還付する。

第7章 教職員組織

第38条 本学に、学長、教授、准教授、助教、助手、事務職員をおく。ただし、教育研究上の組織編制として、適切と認められる場合には、准教授、助教、助手を置かないことができる。

2. 本学に、前項のほか、副学長、学科長、講師、技術職員、その他必要な職員を置くことができる。

第39条 教職員の職務は次の各号に定めるところによる。

- (1)学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- (2)副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどり、学長事故あるときはその職務を代行する。
- (3)学科長は、学科に関する校務をつかさどる。
- (4)教授は、専攻分野について、教育上、研究上または実務上の特に優れた知識、能力および実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
- (5)准教授は、専攻分野について、教育上、研究上または実務上の優れた知識、能力および実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
- (6)講師は、教授または准教授に準ずる職務に従事する。
- (7)助教は、専攻分野について、教育上、研究上または実務上の知識および能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
- (8)助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

第8章 教授会

第40条 本学に、教授会を置く。

第41条 教授会の構成員には、准教授および学長が指名した教職員を加えることができる。

第42条 学長は教授会を招集し、その議長となる。ただし、あらかじめ学長が指名した副学長または教授が議長となることができる。

第43条 教授会は、構成員の過半数が出席しなければ開催することができない。

第44条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1)教育課程および授業に関する事項
- (2)学則および学内諸規則等に関する事項
- (3)学生の入学、退学、転学、休学、卒業、修了およびその他異動に関する事項
- (4)学生の厚生補導に関する事項
- (5)学生の賞罰に関する事項
- (6)学位の授与に関する事項
- (7)研究等に関する重要な事項
- (8)その他学長から諮問のあった事項

第45条 その他教授会の構成、運営に関し必要とする事項については別に定める。

第9章 図書館

第46条 本学図書館を置く。

2. 図書館に関する諸規程は別に定める。

第10章 別科（廃止）

第47条～第53条（削除）

第11章 科目等履修生・特別聴講学生

第54条 本学において開設する授業科目のうち、1科目または数科目を選んで科目等履修を希望する者があるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、選考のうえ、科目等履修生とすることができる。

2. 科目等履修生で、当該科目の試験を受けたい者は受験することができ、希望者には当該科目の単位修得証明書を交付する。

3. 他大学等との単位互換協定に基づき、本学以外の高等教育機関に在学する学生が本学の授業科目の履修を希望するときは、教授会の議を経て、特別聴講学生として受け入れることができる。

4. 科目等履修生・特別聴講学生については、本学則の他の章を準用するほか、必要な事項は別に定める。

第12章 公開講座

第55条 本学において必要があると認めるときは、公開講座を設けることがある。

第13章 学年、学期および休業日

第56条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第57条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第58条 授業日数は、試験日等の日時を含め、年間35週210日を下らないものとする。

第59条 本学における休業日は次のとおり定める。

日曜日

国民の祝日に関する法律(昭23法律178号)に規定する休日

夏期休暇 7月20日から8月31日まで

冬期休暇 12月20日から1月15日まで

春期休暇 3月10日から4月10日まで

創立記念日 11月1日

2. 前項の規定にかかわらず、学長が臨時に休業日を設け、また休業日を変更することができる。

第14章 厚生補導施設

第60条 本学に厚生補導のための施設として、保健室、食堂等を置く。

2. 厚生補導のための施設の運営に関し、必要な事項があるときは別に定める。

第15章 賞 罰

第61条 学生として表彰に価する行為があったときは、学長は教授会の議を経て表彰することがある。

第62条 本学の学則に違反し、また本学の学生としてあるまじき行為があったときは、学長が教授会の議を経て懲戒する。

2. 前項の懲戒は、退学、停学および訓告とする。
3. 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなく出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第16章 専 攻 科

(専攻科の設置、専攻の名称および目的)

第63条 本学は専攻科を設置し、短期大学を卒業した者、または、これと同等以上の学力があると認められた者に対し、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的とする。

2. 専攻科健康栄養専攻は栄養学の専門的研鑽と、その教育・研究によって、学士（栄養学）を取得し、管理栄養士受験資格に通じる学力を身につけ、国際的視野と人間愛をもって、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

(専攻科の学生定員等)

第64条 本学の専攻科の学生定員等は次のとおりとする。

専攻科 健康栄養専攻 入学定員15名 収容定員30名

2. 専攻科健康栄養専攻においては、栄養士法等の定めにより、学年毎の学級数を1とする。

(専攻科の修業および在学年限)

第65条 本学の専攻科の修業年限は2年とし、在学することのできる年限は4年とする。

(専攻科の教育課程)

第66条 本学の専攻科において開設する授業科目の種類、単位数等は別表4のとおりとする。

(専攻科の修了等)

第67条 本学の専攻科に2年以上在学し、別表4に定めた授業科目について、健康栄養専攻は62単位以上修得し、かつ教授会において修了したと認定した者に対し、学長は修了証書を授与する。

(専攻科の入学資格)

第68条 本学の専攻科に入学できる者は次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (3) その他本学において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(専攻科の検定料、入学料、授業料、その他の費用)

- 第69条 本学の専攻科に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料 30,000 円を添えて提出しなければならない。いったん納入した検定料は理由を問わず返還しない。
2. 本学の専攻科に入学を許可された者は、入学料 200,000 円を納入しなければならない。
3. 本学の専攻科に在学する学生は、授業料（健康栄養専攻 714,000 円）および実験実習費、その他教育に必要な費用を納入しなければならない。
4. 本学本科卒業者には入学料を免除する。
5. 前項に規定する納入金の種類、金額、納入に必要な手続き等については別に定める。
- (その他)
- 第70条 本学の専攻科に関し、本学則の他の章を準用するほか、必要な事項については別に定める。

第17章 研 究 生

(研究生の趣旨および目的)

- 第71条 聖霊女子短期大学は高等教育機関として研究水準の向上に努めると共に、社会の研究要請に応えることを目的として研究生を受け入れる。
- 第72条 本学の研究生に関し、必要な事項については別に定める。

付則

1. この学則の改廃は教授会の議を経て理事会が行う。
2. この学則施行に関する細則は学長がこれを定める。
3. この学則は昭和29年4月1日よりこれを施行する。

昭和36年04月01日改訂 昭和37年04月01日改訂 昭和38年04月01日改訂 昭和39年04月01日改訂 昭和40年04月01日改訂
昭和41年04月01日改訂 昭和42年04月01日改訂 昭和43年04月01日改訂 昭和46年04月01日改訂 昭和48年04月01日改訂
昭和50年04月01日改訂 昭和52年04月01日改訂 昭和56年04月01日改訂 昭和57年04月01日改訂 昭和59年04月01日改訂
昭和60年04月01日改訂 昭和61年04月01日改訂 昭和62年04月01日改訂 昭和63年04月01日改訂 平成01年04月01日改訂
平成02年04月01日改訂 平成03年04月01日改訂 平成04年04月01日改訂 平成05年04月01日改訂 平成06年04月01日改訂
平成07年04月01日改訂 平成08年04月01日改訂 平成09年04月01日改訂 平成10年04月01日改訂 平成11年04月01日改訂
平成12年04月01日改訂 平成13年04月01日改訂 平成14年04月01日改訂 平成15年02月01日改訂 平成16年04月01日改訂
平成17年04月01日改訂 平成18年02月01日改訂 平成18年04月01日改訂 平成18年12月20日改訂 平成19年04月01日改訂
平成20年04月01日改訂 平成21年02月01日改訂 平成22年04月01日改訂 平成23年04月01日改訂 平成24年04月01日改訂
平成25年04月01日改訂 平成26年04月01日改訂 平成27年04月01日改訂 平成28年04月01日改訂 平成29年04月01日改訂
平成30年04月01日改訂 平成31年04月01日改訂 令和02年04月01日改訂 令和03年04月01日改訂 令和04年04月01日改訂

4. この学則は令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日以前に入学した者については、従前の学則を適用する。

別表1
生活文化科生活文化専攻

区分	科 目 名	単 位	
		必修	選択
教養教育科目	キリスト教学Ⅰ	2	
	キリスト教学Ⅱ	2	
	女性論Ⅰ	1	
	女性論Ⅱ	1	
	体験学習Ⅰ	1	
	体験学習Ⅱ		1
	キャリアデザインⅠ	1	
	キャリアデザインⅡ	1	
	職場体験学習		1
	情報システム論	2	
	国語表現Ⅰ	2	
	国語表現Ⅱ		2
専門教育科目	心理学A		2
	心理学B		2
	哲学A		2
	哲学B		2
	日本文学A		2
	日本文学B		2
	基礎経済論		2
	時事経済		2
	日本国憲法		2
	法学		2
	人間関係論		2
	リーダーシップのコーチングA		2
	リーダーシップのコーチングB		2
	比較文化A		2
	比較文化B		2
	グローバル世界と地域文化A		2
	グローバル世界と地域文化B		2
	日本文化史A		2
	日本文化史B		2
	フィリピン文化セミナー		2
	スポーツ科学A		1
	スポーツ科学B		1
	注)自由選択科目		1～12
	卒業研究	4	
	基礎デザイン論		2
	色彩デザイン演習		1
	コンピュータグラフィックス		1
	グラフィックスデザイン演習		1
	食生活論		2
	食品と調理		2
	調理演習A		1
	調理演習B		1
	現代家族論		2
	消費生活論		2
	食料経済		2
	保育学		2
	簿記		2
	秘書学概論		2
	秘書実務Ⅰ		1
	秘書実務Ⅱ		1

区分	科 目 名	単 位	
		必修	選択
専門教育科目	ビジネス実務総論		2
	ビジネス実務演習Ⅰ		1
	ビジネス実務演習Ⅱ		1
	アメリカビジネス文化		2
	韓国ビジネス文化		2
	インドビジネス文化		2
	グローバル経済		2
	国内インターンシップ		2
	海外インターンシップ		2
	アジア海外演習		2
	社会情報学		2
	プログラミングⅠ		2
	プログラミングⅡ		2
	プログラミング演習		2
	表計算活用学A		2
	表計算活用学B		2
	ワードプロセッサ活用学A		2
	ワードプロセッサ活用学B		2
	ICT基礎		2
	情報科学入門		2
	Webページ作成Ⅰ		2
	Webページ作成Ⅱ		2
	PythonⅠ		2
	PythonⅡ		2
	イギリス文化A		2
	イギリス文化B		2
	アメリカ文化A		2
	アメリカ文化B		2
	ドイツ語圏文化A		2
	ドイツ語圏文化B		2
	韓国文化A		2
	韓国文化B		2
	地域リーダーシップ論		2
	市民社会論		2
	アメリカ語学セミナー		2
	Basic English SkillsⅠ		1
	Basic English SkillsⅡ		1
	Basic English SkillsⅢ		1
	Basic English SkillsⅣ		1
	ListeningⅠ		1
	ListeningⅡ		1
	ListeningⅢ		1
	ListeningⅣ		1
	Oral CommunicationⅠ		2
	Oral CommunicationⅡ		1
	Oral CommunicationⅢ		1
	Oral CommunicationⅣ		1
	Writing		1
	Reading A		1
	Reading B		1
	News EnglishⅠ		2
	News EnglishⅡ		2

生活文化科生活文化専攻

区分	科 目 名	単 位	
		必修	選択
専門教育科目	TOEFL I		1
	TOEFL II		1
	TOEIC I		2
	TOEIC II		2
	Essay and Speech		1
	英文法A		2
	英文法B		2
	ドイツ語 I		4
	ドイツ語 II		4
	ドイツ語Ⅲ		2
	ドイツ語Ⅳ		2
	韓国語 I		2
	韓国語 II		2
	韓国語Ⅲ		2
	韓国語Ⅳ		2
	中国語 I		2
	中国語 II		2

注) 「自由選択科目」:科目開講部所が履修を認めた場合に限る。

生活こども専攻および健康栄養専攻の専門科目は除く。

生活文化科生活こども専攻

区分	科目名	単位	
		必修	選択
教養教育科目	キリスト教学Ⅰ	2	
	キリスト教学Ⅱ	2	
	女性論Ⅰ	1	
	女性論Ⅱ	1	
	体験学習Ⅰ	1	
	体験学習Ⅱ		1
	キャリアデザインⅠ	1	
	キャリアデザインⅡ	1	
	情報システム論	2	
	情報処理演習		2
	国語表現Ⅰ	2	
	国語表現Ⅱ		2
	哲学A	2	
	哲学B	2	
	日本国憲法	2	
	法学	2	
	比較文化A	2	
	比較文化B	2	
	日本文化史A	2	
	日本文化史B	2	
	フィリピン文化セミナー	2	
	自由選択科目 (注*)		1~12
外国語科目	英語A		2
	英語B		2
体育科目	体育講義	1	
	体育実技	1	

注)「自由選択科目」：科目開講部署が履修を認めた場合に限る。
健康栄養専攻の専門科目は除く。

区分	科目名	単位	
		必修	選択
専門教育科目	社会福祉	2	
	こども家庭福祉	2	
	保育原理	2	
	社会的養護Ⅰ	2	
	社会的養護Ⅱ		1
	教育原理	2	
	教育心理学	2	
	こども家庭支援の心理学		2
	こどもの理解と援助		1
	こどもの保健	2	
	こどもの健康と安全		1
	こどもの食と栄養		2
	こども家庭支援論	2	
	保育指導法		2
	保育内容総論		1
	保育内容・健康		1
	保育内容・人間関係		1
	保育内容・環境A		1
	保育内容・環境B		1
	保育内容・言葉A		1
	保育内容・言葉B		1
	保育内容・表現(音楽A)		1
	保育内容・表現(音楽B)		1
	保育内容・表現(身体A)		1
	保育内容・表現(身体B)		1
	保育内容・表現(造形A)		1
	保育内容・表現(造形B)		1
	乳児保育Ⅰ		2
	乳児保育Ⅱ		1
	特別支援教育		2
	子育て支援		1
	こどもの英語		1
	こどもの音楽A		1
	こどもの音楽B		1
	鍵盤楽器奏法A		1
	鍵盤楽器奏法B		1
	教職実践演習(幼稚園・保育所)	2	
	保育実習指導Ⅰ	2	
	保育実習ⅠA	2	
	保育実習ⅠB	2	
	保育実習指導ⅡA	1	
	保育実習指導ⅡB	1	
	保育実習ⅡA	2	
	保育実習ⅡB	2	
	教職概論(幼稚園・保育所)	2	
	教育制度論	1	
	教育課程総論	2	
	教育方法論	2	
	幼児理解	1	
	教育相談	1	
	幼稚園教育実習指導	1	
	幼稚園教育実習	4	
	人間関係論	2	
	コミュニケーション	2	

生活文化科健康栄養専攻

区分	科 目 名	単 位	
		必修	選択
教 養 教 育 科 目	キリスト教学Ⅰ	2	
	キリスト教学Ⅱ	2	
	女性論Ⅰ	1	
	女性論Ⅱ	1	
	体験学習Ⅰ	1	
	体験学習Ⅱ	1	
	キャリアデザインⅠ	1	
	キャリアデザインⅡ	1	
	職場体験学習		1
	情報システム論	2	
	社会情報学		2
	プログラミングⅠ		2
	プログラミングⅡ		2
	表計算活用学A		2
	表計算活用学B		2
	ワードプロセッサ活用学A		2
	ワードプロセッサ活用学B		2
	国語表現Ⅰ	2	
	国語表現Ⅱ		2
	心理学A		2
	心理学B		2
	哲学A		2
	哲学B		2
	日本文学A		2
	日本文学B		2
	基礎経済論		2
	時事経済		2
	日本国憲法		2
	法学		2
	人間関係論		2
	リーダーシップのコーチングA		2
	リーダーシップのコーチングB		2
	比較文化A		2
	比較文化B		2
	グローバル世界と地域文化A		2
	グローバル世界と地域文化B		2
	日本文化史A		2
	日本文化史B		2
	フィリピン文化セミナー		2
	スポーツ科学A		1
	スポーツ科学B		1
	秘書学概論		2
	秘書実務Ⅰ		1
	秘書実務Ⅱ		1
	ビジネス実務総論		2
	ビジネス実務演習Ⅰ		1
	ビジネス実務演習Ⅱ		1
	総合基礎（教職）A		1
	総合基礎（教職）B		1
	自由選択科目		1～12

注)

「自由選択科目」:科目開講部所が履修を認めた場合に限る。
生活こども専攻の専門科目は除く。

区分	科 目 名	単 位	
		必修	選択
外 国 語 科 目	英語A	2	
	英語B	2	
	英語C		1
	英語D		1
専 門 教 育 科 目	社会福祉概論	2	
	公衆衛生学	2	
	解剖生理学Ⅰ	2	
	解剖生理学Ⅱ	2	
	解剖生理学実験		1
	生化学	2	
	生化学実験		1
	運動生理学	2	
	食品学総論	2	
	食品学実験		1
	食品学各論	2	
	食品衛生学	2	
	食品加工衛生学実験		1
	栄養学総論	2	
	栄養学実習		1
	ライフステージ栄養学	2	
	ライフステージ栄養学実習		1
	臨床栄養学Ⅰ	2	
	臨床栄養学Ⅱ	1	
	臨床栄養学実習		1
	スポーツ栄養学	1	
	公衆栄養学	2	
	栄養指導論	2	
	栄養指導実習		1
	ライフステージ栄養指導論	2	
	ライフステージ栄養指導実習		1
	給食管理	2	
	給食管理実習Ⅰ		1
	給食管理実習Ⅱ		2
	調理学	2	
	基礎調理実習		1
	応用調理実習		1
	食生活論		2
	食料経済		2
	調理学実験		1
	フードコーディネート論		2
	食品の官能評価・鑑別演習		1
	簿記		2
	学校栄養教育論		2

別表 2
(削除)

別表 3
生活文化科 健康栄養専攻（栄養教諭二種）
区分：教職に関する科目

科 目 名	単 位	
	必修	選択
教職概論		2
教育原理		1
教育心理学		1
教育制度論		1
特別支援教育		1
教育課程総論		1
道徳・特別活動及び総合的な学習		1
教育方法論		1
生徒指導		1
教育相談		1
栄養教育実習指導		1
栄養教育実習		1
教職実践演習（栄養教諭）		2

別表 4 専攻科に関する科目

健康栄養専攻

科 目 名	単 位	
	必修	選択
公衆衛生学演習		1
解剖生理学特論	2	
解剖生理学特論実験		1
運動生理生化学	1	
病理学	2	
栄養生理生化学	2	
栄養生理生化学実験		1
栄養生化学演習		1
微生物学	2	
食品科学	2	
食品科学実験		1
地域食品学		2
栄養学特論	2	
国際栄養学		2
ライフステージ栄養学特論		2
栄養教育特論		2
栄養教育特論演習		1
臨床栄養学特論Ⅰ	2	
臨床栄養学特論Ⅱ		2
臨床栄養学特論実習Ⅰ		1
臨床栄養学特論実習Ⅱ		2
臨床栄養アセスメント演習		1
公衆栄養学特論	2	
公衆栄養学特論実習Ⅰ		1
公衆栄養学特論実習Ⅱ		1
給食経営管理学		2
給食管理特論実習Ⅰ		2
給食管理特論実習Ⅱ		2
健康管理論		2
調理学特論		2
調理学特論実習Ⅰ		1
調理学特論実習Ⅱ		1
食品加工学特論		2
食物学演習		1
人間関係特論		2
栄養統計学		2
生活環境論		2
特別研究	4	